

パストールの紀念像 に義捐す可し

近來我國の間に日本は東洋の強國なりとの自信を生じたるは最も喜ぶ可き事なれども既に開國の人民を以て自から任ずる以上は外國の交際にも自から相當の義務を盡すも亦已むを得ざる事なりと覺悟せざる可らず然るに從來國交の間に於て兎角義捐す可き義理を盡するも能はざりしは我々の深き遺憾とする所なり例へば前年英領事館の大火の際に際し外國人は罹災者救済の爲めとして多額の義捐金を贈り來りしもの少なからず其他諸國宗敎の事情に於ても彼より受けたるものと比しわれも我より與へたるものは甚だ稀なり否な殆んど絶無と云ふも可なり其趣は恰も新に家を起したる者が當家より毎々賑濟を受けながら此方より未だ之に勵むるが如し與ふるも受くるも銘々の自由意志に出るべきにして之に由て權利を異にする可き道理はなれども俗界の事は道理のみを以て論ず可らざるものなれば他より受くるも多し與ふるも少しなれば自ら權利勢力を減ずるを免れず國民の體面を保つ所以に非ざるなり故に我々は折も折も世界共通の事業に對して我國の義金を投じて義理を盡さんことを望むものなるが如く所によれば佛國の有志は今回學士パストールの像を建立せんが爲めに普く世界有志の義金を募らんとし既に我國へも照會し來れり云々我輩は朝野の全人が連に之に應じて相應の金を投じて世界交際の義理を盡さんことを望むものなり抑もパストールは佛國の一學士にして足跡曾て東洋に至らずと雖も學問上の功績より云へば全世界の恩人にして海の東西、人種の異同を越えず均しく其澤を蒙らざるはなし同氏が學問上の進歩によりて如何に人類の不幸を救済するに功ありしかば昨年十一月の時事新報に於て詳細に述べたるもあれは讀者は必ず記憶するならん一言にして之を再すれば氏の功績は他の學者が二三の新事實を羅列したるが如き比に非ずして幾多の發明の母たる理法を畫見し方式を定めたるに在りて其學問上の功績はニウトン、ワット、ワット、ワット等しきのみならず人類の生活に實に切實の幸福を與ふるの點に於ては佛國の學者より尤も大なるものある可し其二三を羅列し人間の幸福は原動力として義捐す可きに非ざる可し佛國の學者は原動力として義捐す可きに非ざる可し佛國の學者は原動力として義捐す可きに非ざる可し佛國の學者は原動力として義捐す可きに非ざる可し

するの程度に達したるを示して國民の信用に關するも亦少小ならざるに於てを敢て朝野士人の一考を促すものなり

○プロウエーの開港 和蘭領プロウエー(スマトラ島の北端マラッカ海峡の咽喉地とも稱すべし)のサバン港を去月十五日以降一般商業のため開港する旨新嘉坡駐在和蘭國總領事代理より海峽植民地政府へ公報ありたる旨新嘉坡駐在帝國二等領事藤田敏郎氏より本月四日附を以て外務省へ報告ありたりと云

○開城附近の行商許可 朝鮮内地にて此程平壤及び同地附近に限り我邦商人の行商を許せしが今度更に開城及び其附近に限り邦人の内地行商を許したりと云

○千葉縣第七區當選訴訟の判決 千葉縣第七區の代議士候補者たつし武井左衛門氏(舊改進黨員)より同區代議士高橋與市氏(自由黨員)に係る當選取消の訴訟は東京控訴院に於て審理の未だ終程なく原告武井氏の勝利に歸せしが右判決の要領は原告兩造の有効得票数を計算するに原告の得たる投票數九百八十三票に被告に於て有効と認めたる二票を加へれば是れより無効投票合計二十二票を控除すべく被告の得票数九百八十九票より無効投票合計七十四票を除去すべしものにして原告の得票数は合計九百六十三票と爲り被告の得票は合計九百十五票に減じ原告は被告に比して四十八票の高點者なれば其當選は原告にして被告にあらざ故に原告の請求を理由ありとして被告の當選を取消と云ふに在るよし

○實業教育費補助 文部省にては實業教育費補助法に依り三重縣度會都大津町立大津工業補習學校學則を認可し開校の月より向ふ五箇年間一箇年金五百圓、滋賀縣伊香郡木之本村外十箇村組合立伊香農業補習學校學則并に授業料額及び徴收方法を認可し開校の月より向ふ五箇年間一箇年金五百圓、鹿兒島縣鹿兒島市立女子師範學校學則并に授業料額及び徴收方法を認可し本月より向ふ五箇年間一箇年金五百圓各々交付する旨去る二十二日指令したりと云

○神戸市の回廊熱 一時神戸市内の貧民窟を流す回廊熱も其後追々減少し目下一日の新患者八九名となりし處去る二十二日兵庫縣常陸郡常陸郡の生徒中二名の回廊熱を生じたれば一時廿五日より地方衛生會が回廊熱を撲滅したる事なり

○大分縣の水害 大分地方は去る二十日前後雨三日の連降にて大分川大野川等一丈四五尺増水し大分町大字大野川は二十日夜より浸水三四尺に及び又宇東新町も翌二十一日より一尺餘浸水せる由にて同縣下一般の農作物は甚だ二葉を始め一般に莫大の損害を與へられり云々

○學生の賊 曾て三田四國町水産講習所の生徒たりし川崎政三郎といふは放蕩の爲め校を退けられ果ては盗人となつて捕へられ昨日捕房へ送らる

○十二年一月月の姐妓 北海道北見國宗谷郡稚内村通津町久原は家車向の不知意なるより去る三月申其妻女コノ(十二年一月月)を小橋の貸座敷へ娼妓に賣らんとせしも娼定の年給に達せざるより戸長役場から賣ひし戸籍簿なる生年の明治十六年を明治十三年と改め夫々手帳を造りて首尾よく娼妓と爲し其後札幌の貸座敷に娼妓として出稼居りしが其事遂に發覺して去る二十日に拘留されたりよし

○押嵐 第三十三回 あをば

それは他家の兒で、と言開かすれを耳には入らず。強て取戻さんと思はれ、指を噛みしめて、怒立ち泣きふに、押嵐は持餘して新兵衛に乞ひ、仁左衛門の末子をば、暫しお網の傍に置くものと申し。此に見込まれたるは、新兵衛は哀れがしが、左になくは左の容子は、此時より落付きの見えて、子を託ふに餘念もなく、終日家の内に在りて、假初にも荒れるものなかりたるに、押嵐は喜び、好し一日も早く此兒の父を助けねばならぬ。

されど不憫なるは、獨り仁左衛門が身の上に限らるるべし。彼等定りたる井上村の十七人、それが家族の懲戒に何れか働きのあるべきに非ず。一人助くるも十七人助くるも同じ手帳の、好し左らば井上村全體を助けやらん、と押嵐は心を決しぬ。されどその時役所の評議は略々定まりて、別けて十七人が首謀たるの罪は、誰一人を容ゆるものなきに、佛よりは問ノ川一味の者ども、吾眠んだる罪人を逃すことではなし、早く處刑せよと促し置たり。例命ひ押嵐に四十八手の槍はありとも、その評定に筋斗打たせて、肩すかしに投返さんと思ひも寄らぬ。

有業の押嵐も思案に事れ見えしが、何は撥一撥の根を知らばや、と乾兒を井上、高井野に放つて、隠る限なく探らせられ、別に仕出したるもなまなくある中、仁左衛門等の處刑は、本々明日に定まれりとの評判は、警備の如く押嵐の胸に響き渡り。

一阿明日處刑をする、そりや大變だ、斯うやつては居られぬ、

と目の色變へて、彼は家を飛出せしが、そのまじ知事

が役宅に駆け付けて、

「知事様は居るか、

と門前より喚ぶ。見れば靴を脱ぎ上げて、口を結び、氣は潰れて、壁に立てたんとす。壁のまじに押嵐の、ツカ、と支度を踏躓す。押嵐の、容赦はならぬと、門番は取次の役人ども、前後より障ふると、

「エ、眞實、

と大層の、押嵐は、室内もなく、押嵐の居間へと走り込む。押嵐の、足裏の、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

仔細のありげなるに、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、



「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、

「何事だ、その、

と押嵐は、壁に、